前回指摘事項について (環境影響評価手続の電子化)

1. 平成 20 年度環境影響評価制度等に関する海外調査について

前回の専門委員会において、委員から、アセス図書縦覧等の手続を電子化した事例の情報面の安全管理等の状況についてご質問をいただいた。これを受けて、海外における実施状況を調べるため、環境影響評価制度総合研究会資料及び昨年度環境省において行った平成20年度環境影響評価制度等に関する海外調査の結果を整理した。

なお、国内事例については、現在、電子化を実施した実績を持つ自治体・事業者に対して調査を行っているところであり、この結果が得られ次第、データを追加することを予定している。

2 . 諸外国における環境影響評価図書の電子媒体による公開の状況

環境影響評価制度総合研究会で比較対象とした主要諸国のうちアメリカ、カナダ、イギリス、オランダ、ドイツの5カ国について、環境影響評価図書の電子媒体による公開の状況は以下のとおりであった。いずれの国においても、制度上、又は実態として、環境影響評価図書の電子媒体による公開が徐々に進められつつある。

(1) 電子媒体による公開が制度上位置付けられているケース

カナダでは、主務省庁はカナダ環境影響評価登録に事業に関連する情報を登録し、 公衆が入手できるようにすることが義務付けられており、インターネットを通じた 環境影響評価図書等の情報提供が制度上位置付けられている。

(2) 実態として電子媒体による公開が進められているケース

カナダ以外の4カ国については電子媒体による公開の法的根拠はないものの、アメリカではe-政府イニシアティブを提唱し、政府全体として電子媒体による資料公開を推進している。また、イギリス、オランダ、ドイツにおいても、多くの場合は運用上電子公開が進められている。

3. 電子化に伴い生じうる課題への対応

上記5カ国における環境影響評価図書の縦覧電子化に伴い生じうる課題への対応については、以下のとおりであった。著作権及び希少種に関する情報への対応以外は、通常のホームページ管理と同様であった。

(1) 著作権

各国の著作権法等に基づき、事業者はアセス図書(写真、地図、文書等)に関連する著作権者から許諾を得る必要がある(アメリカ・カナダ・イギリス・オランダ・ドイツ)、又はライセンス料を支払う必要がある(イギリス)。

(2) 希少種に関する情報

WEB掲載にあたっての法的規定はないが、運用上、

- ・場所が特定されるような箇所を塗り潰す、削除する等により、希少種の正確な生息 地が特定しにくいよう工夫 (アメリカ・イギリス・オランダ)。
- ・許認可官庁及び環境影響評価実施者が機密事項に関して協議を行い、公開すべきで ない内容を決定(ドイツ)。
- ・場所の特定につながるような情報が公開されることはあるが、不法採取や密猟・密 漁に対する重い罰金刑、保護地域の監視などで対応(カナダ)。

(3) ホームページの改ざん

一般的に、ハッカー対策としてのソフトウェアや非常時への対応(アメリカ・イギリス・オランダ・ドイツ)外部から守る特別なセキュリティプロトコルを内蔵する場合もある(カナダ)。

(4) ウイルス対策

ウイルス対策については、内部管理体制の構築(アメリカ・イギリス・オランダ) や外部業者への委託(カナダ)により対応している。

4.ポイント

諸外国で電子縦覧が進められつつある一方、日本では事例が少ないことについて、どのように考えるべきか。

諸外国では、著作権及び希少種に関する情報を除き、電子化に伴って生じうる課題へ の特別な対応はなされていないが、独自の対応が必要か。